

令和3年 北秋田市農業委員会 第12回総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月15日（水） 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 北秋田市交流センター

3. 出席委員（35名）

1番	若松 一幸	2番	長岐 正	3番	長崎 成人
4番	佐藤 政信	5番	成田 博幸	6番	澤藤 匠
8番	伊東 誠子	9番	三澤 敏行	10番	杉渕 光則
11番	佐藤 利子	12番	宮腰 文義	13番	齊藤 富美雄
14番	佐藤 稔	15番	佐藤 邦久	16番	木村 正彦
17番	藤島 喜美男	18番	堀部 栄一	19番	金 俊英
20番	武田 響一	21番	近藤 裕太	22番	檜森 正
23番	土濃塚 謙一郎	24番	佐藤 茂延	25番	伊藤 鶴一
26番	三沢 博隆	27番	鈴木 豊	28番	簾内 豊
29番	中嶋 力藏	30番	堀部 聡	31番	佐藤 篤史
32番	松橋 利彦	33番	三浦 和憲	34番	金田 悦子
36番	長岐 一志	37番	後藤 久美		

4. 欠席委員（1名）

7番 武石 修一

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第46号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第47号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
第 5	議案第48号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第49号	北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に関する意見について

7. 出席した事務局職員

局長 福田 公人 主査 片岡 透 主査 佐藤 裕和

8. 議事録署名委員

4番 佐藤 政信 5番 成田 博幸

9. 会議の概要

事務局	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第12回総会を開会いたします。 まず始めに、出席状況についてご報告いたします。委員総数36名中、欠席届は、7番武石修一委員、1名から出されております。36名中、35名の出席であり、定足数に達しておりますので、総会成立となります。 総会の議事進行は会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>会長あいさつ（省略）</p>
会長	<p>これより令和3年北秋田市農業委員会第12回総会を開会いたします。 まず始めに、議事録署名者の指名であります。恒例によりまして当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
会長	<p>異議なしと認め当職より指名をいたします。議席番号4番佐藤政信委員、同じく5番成田博幸委員にお願いいたします。それでは、報告第1号「会務報告」を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>議案書2ページをお開きください。</p> <p>（議案書 会務報告を基に説明）</p>
会長	<p>会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。</p>
会長	<p>次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。 令和3年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。</p> <p>（議案書 受付番号1番を朗読） これを含み、6ページの受付番号8番までの8件、合計面積49,927平方メートルとなります。 以上、よろしくお願いたします。</p>

会 長 報告第2号につきまして事務局より説明が終わりました。何かご質問、ご意見等
ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問が無いようですので、次に進みます。次に、議案第46号「農地法第3条の規
定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書7ページをお開きください。
議案第46号農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和3年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

これを含み、11ページの受付番号9番までの9件、合計面積50,673平方メートルと
なります。この件につきましては、別添資料1の調査書にあるとおり、農地法第3
条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認し
ております。
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なって頂いた委員からも説明を
願いたいと思います。
議席番号33番の三浦委員から説明をお願いいたします。

33番 33番の三浦です。私から受付番号1番から9番を報告させていただきます。
調査日は12月7日、調査員は農業委員が26番三沢委員、30番堀部委員、31番佐藤委
員と私、事務局から福田局長、片岡主査、佐藤主査の計7名で行いました。
はじめに1番ですが、資料の方は12ページから14ページになります。
13ページを見てください。場所は元の鷹巣南中学校だった清鷹小学校から北東に
400mほど進んだところ。今年作付された形跡が見られ、お孫さんに貸すとい
うことでもありましたので、指導を受けながら耕作されると見てきました。
次に2番から7番までは関連がありますのでまとめて報告します。資料の方は15
ページから22ページになります。
15ページを見てください。場所は、門ヶ沢集落から東へ3kmほど進んだところ
で、前に転用申請のあった豚舎の建設工事が行われているところの手前に申請地が
ありました。今年作付された形跡もありましたので、耕作が可能と見てきました。
続いて8番ですが、資料の方は23ページから26ページになります。
23ページを見てください。場所は深沢集落内の道路沿いに申請地がありました。現
状は畑として利用されており、また借人はお孫さんで、貸人の自宅近くの農地でし
たので、指導を受けながら耕作されると見てきました。
最後に9番ですが資料の方は27ページから29ページになります。
28ページを見てください。場所は桃栄集落より西に600m程進んだところに申請地
がありました。今年作付された形跡もありましたので、耕作が可能と見てしまし
た。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案第46号につきまして、事務局及び現地調査を行った委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

3 番 3番の長崎です。8番について伺いますが、借受け人は新規就農となっておりますが、補助金を貰うことになりますか。

事務局 補助金に関しては農林課で対応することとなります。

3 番 年齢はどの位の方ですか。

事務局 35歳となっております。

15番 15番の佐藤です。2番から7番について、有限会社ファームランドは耕作できる会社なのか。また4条に移行してくるか伺います。

事務局 はじめに耕作できる会社なのかという質問ですが、前にも3条で所有権を取得しておりますが、農地的確法人の届け出を行っておりますので耕作できる会社です。4条に移行してくるかという質問につきましては、今の時点では農地として取得すると伺っております。

18番 18番の堀部です。地元と会社の協議の中で、景観作物を植えると伺っております。

会 長 他に質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第46号については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをお開きください。
議案第47号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和3年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 受付番号1番を朗読)

事務局 この件につきましては、砂利採取に係る一時転用でございますので、農業振興地域からの除外は必要ないことから、農用地区域内にある農地という事になります。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 議案第47号につきまして事務局より説明が終わりましたが、現地調査を行なった委員からも説明を願いたいと思います。1番から4番まで議席番号31番の佐藤委員からお願いいたします。

31番 31番の佐藤です。私からは1番から4番までを関連がありますので一括して報告させていただきます。

調査日と調査員は先程、三浦委員が報告したものと同様です。

資料の方は32ページから36ページになります。

33ページを見てください。場所は七日市の大畑集落を越え、右手に100mほど下りていったところに申請地がありました。5月総会で承認された場所の続きで、伊藤商会の立ち合いのもと、確認してきました。砂利採取のあと農地へ復元する計画とのことで、転用完了後は再び農地の状態が保たれるということでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 議案第47号につきまして、事務局及び現地調査を行った委員からも説明をしていただきました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 無ければ、質問を打ち切り採決いたします。議案第47号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、議案第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書37ページをお開きください。

議案第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書 所有権移転の受付番号1番を朗読)

事務局 続いて38ページの利用権設定の受付番号1番であります。

(議案書 利用権設定の受付番号1番を朗読)

これを含み、45ページの受付番号14番までの14件、合計面積90,731.99平方メートルとなります。

事務局 続いて46ページの一括方式の受付番号1番であります。

(議案書 一括方式の受付番号1番を朗読)

事務局 これを含み、54ページの受付番号10番までの10件、合計面積99,552平方メートルとなります。なお、ただいま説明いたしました計画承認要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。利用権設定の受付番号1番と一括方式の受付番号10番を除いて質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

1 番 1番の若松です。

53ページ一括方式の9番で株式会社グリーンサポートという会社ですが、経営面積が無い状態で何をやろうとしているのか、どのような会社であるのか伺います。

事務局 大館市の会社であります。上小阿仁村で既に11ヘクタール程、水稻を耕作しております。この度、北秋田市でも耕作したいと伺っております。

1 番 上小阿仁で経営しているから、経営面積が無いということですか。

事務局 北秋田市ではまだ経営の実態がありませんので、経営面積が無いということです。

1 番 分かりました。

会 長 その他ご質問、ご意見はございませんか。

24番 24番佐藤です。

グリーンサポートですが、上小阿仁で経営しているということですが、経営の中身とかはわかりませんか。

事務局 耕作証明書をいただいております。田んぼを111,026平方メートルを借りて経営しております。

24番 分かりました。

会 長 他に質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第48号中、利用権設定の受付番号1番と一括方式の受付番号10番を除いて、その他について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。次に、同じく議案第48号中、利用権設定の受付番号1番については、議席番号3番長崎委員との関連がありますので、長崎委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(3番 長崎成人委員 退席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。議案第48号中、利用権設定の受付番号1番について質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第48号中、利用権設定の受付番号1番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩といたします。

(3番 長崎成人委員 着席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。次に、議案第48号中、一括方式の受付番号10番については、議席番号1番若松委員との関連がありますので、若松委員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(1番 若松一幸委員 退席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。議案第48号中、一括方式の受付番号10番について質疑に入ります。ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

会 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第48号中、一括方式の受付番号10番については、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩といたします。

(1番 若松一幸委員 着席)

会 長 休憩以前に引き続き会議を再開いたします。次に議案第49号「北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに対する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書55ページをお開きください。
議案第49号北秋田市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに対する意見について。

農業経営基盤強化促進法第6条第4項及び農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定に基づき、変更案について意見を求める。

令和3年12月15日提出、北秋田市農業委員会会長 後藤久美。

(議案書により内容を説明)

先月の総会終了後に農政小委員会を開催し、「1. 経営指標について整合性のあるものに再点検すること」、「2. 経営の大規模化想定に伴い家族経営農家及び小規模農家の切り捨てに繋がらないよう検討すること」の意見を付して農業委員会の意見案をまとめたものであります。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案第49号につきまして、事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんか。

24番 24番佐藤です。
水稻単一の経営面積30haはどこから来たのか。また、その面積を行なわないと間に合わないということなのか。小委員会では意見が出なかったのか。

事務局 農林課に伺ったところ、秋田県の基本方針の見直しに伴い、市の基本構想計画を策定したものです。農政小委員会では面積の細部については言及されませんでした。が、数値が大きくなっていることから、2の「経営の大規模化想定に伴い家族経営農家及び小規模農家の切り捨てに繋がらないよう検討すること」へ内容を集約したものです。

24番 分かりました。

会 長 他に質問が無いようですので、質問を打ち切り採決いたします。議案第49号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 異議なしと認め決定いたします。提出議案はすべて終了いたしました。以上を持ちまして12月の定例総会を終わります。